

令和8年度 旧黒川地域行政事務組合消防本部・黒川消防署解体工事  
発注仕様書

《添付図書》

- |                     |      |
|---------------------|------|
| 1. 設計図              | 10 枚 |
| 2. 参考図              | 86 枚 |
| 3. アスベスト含有調査報告書(抜粋) | 1 式  |
| 4. 参考数量明細書          | 1 式  |

令和8年5月  
黒川地域行政事務組合

# 第1編 共通仕様書

## 第1節 総則

### 1. 目的

本工事は、令和7年度に竣工した黒川地域行政事務組合消防本部・黒川消防署新庁舎の供用開始に伴い、既存庁舎（昭和48年度竣工、昭和54年度増築）を関係法令に基づき適正に解体撤去し、跡地を更地として整地のうえ、大和町へ返還することを目的とする。

### 2. 工事名

令和8年度 旧黒川地域行政事務組合消防本部・黒川消防署解体工事

### 3. 工事場所

宮城県黒川郡大和町吉田字北谷地12番地

### 4. 用途地域等

都市計画区域：区域内

用途地域：準工業地域

防火地域：指定なし

## 第2節 工事概要

### 1. 施設規模等

(1) 主要建物：消防本部、消防署・・・①→別添配置図（以下同図面番号・記号記載）

○敷地面積：4,748.62㎡

○構造等：RC造2階建て

○延べ面積：1,015.3㎡

【旧庁舎部分】832.9㎡(S48年3月建築RC造)・・・①

【増築部分】182.4㎡(S54年7月建築RC造)・・・①-2

(2) 主要建物以外の建物・工作物等

※各棟の面積については、図面等が実在しない棟は実測値による。

○整備庫棟〔敷地南西側〕延べ面積75.06㎡(S52年7月建築S造)・・・②

○屋内洗車場棟〔敷地西側〕延べ面積97.24㎡(S53年11月建築S造)・・・②-2

○車庫・倉庫棟〔敷地南西側〕延べ面積109.72㎡程度(実測S造)・・・②-3, ②-4

○倉庫〔敷地南西側〕延べ面積19.08㎡程度(実測CB造)・・・③

○会議室棟〔本庁舎西側〕延べ面積107.31㎡(H26年3月建築S造)・・・⑦

○主訓練塔〔敷地南西側〕延べ面積105.8㎡(S52年12月建築S造)・・・⑧

○副訓練塔〔敷地南西側〕延べ面積56.4㎡(H8年10月建築S造)・・・⑨

○物置〔敷地南西側〕延べ面積12.45㎡程度(実測コンテナ)・・・⑩

- 無線アンテナ塔〔敷地北西側〕（H24年3月建築S造）・・・⑩
- 無線アンテナ局舎〔敷地北西側〕（H24年3月建築パネル造）・・・⑪
- 植樹帯：松の木ほか〔敷地東側国道4号線沿い一帯3箇所〕  
カイズカイブキ〔敷地北側ブロック塀沿い一帯〕  
※樹木については伐採及び抜根すること。（高木19本・中木4本・低木23本）
- 発電設備（基礎及び燃焼の少量危険物施設を含む）〔敷地北東側〕・・・⑤
- 訓練施設：煙道26㎡（総長28m程度：主要構造木造・屋根波トタン）・・・⑫
- 地下タンク：鋼製4,000ℓ（廃止届出済み：砂入り）・・・⑬
- 浄化槽：RC造60人槽・・・⑭
- その他工作物・外構 一式

## 2. 工事期間

契約締結翌日から令和9年3月19日まで

## 3. その他

- (1) 当該施設については、必要に応じ現場確認の上、入札等に御参加をお願いします。  
現場確認を希望される場合は、黒川地域行政事務組合財政課（022-345-1542）宛てご連絡をお願いします。
- (2) 当該解体事業にかかる埋設杭除去工事については、141本の杭が各種工法により施工されており、当時の関連図面全てが存在するか不透明な部分もあることから、当該工事進捗に応じ、想定以上の杭が発見された場合には、請負契約金額の精算対象としますので、別途発注者と協議するものとします。  
※想定される杭の詳細
  - ①消防庁舎（RC杭300mm×10m）・・・・・・・・・・・・・・・・・・83本
  - ②庁舎増築部分（RC杭300mm×7m）・・・・・・・・・・・・・・・・・・12本
  - ⑧主訓練塔（RC杭300mm×6m）・・・・・・・・・・・・・・・・・・12本
  - ⑨副訓練塔（PHC杭300mm×8m）・・・・・・・・・・・・・・・・・・8本
  - ⑦プレハブ会議室（直径600mm×4.5m：柱状改良工法）・・・・・・・・・・18本
  - ⑩鉄塔（アンテナ塔）（先端羽根付き鋼管杭216.3mm×8.2mm×7m  
：先端羽根径500mm×22mm）・・・・・・・・・・・・・・・・・・8本
- (3) 上水道関係について、敷地東側（国道4号下り線歩道下）を通過する給水本管より、敷地境界から約5m、消防敷地内の地上式消火栓に引き込んでいるが、現状のまま消火栓を活かし、一般上水道管はその部分で分岐止めを施し、分岐以降の引き込み管等を全撤去すること。
- (4) 下水道関係については、敷地内北東側の公共柵まではそのままとし、公共柵の管口をキャップ止めのうえ、同敷地内に埋設する浄化槽設備は全撤去すること。

### 第3節 解体工事仕様等

#### 1. 一般共通事項

##### (1) 一般事項

- ① 本発注仕様書は、黒川地域行政事務組合（以下、「甲」とする。）が令和8年度に発注する旧黒川地域行政事務組合消防本部・黒川消防署解体工事に適用する。
- ② 請負者（以下、「乙」とする。）は、仕様書及び甲が別途指定する監督職員の指示に従い、誠意を持って工事にあたるものとする。

##### (2) 適用基準等

- ① 本工事は、黒川行政事務組合建設工事執行規則（平成11年6月1日規則第5号）及び黒川行政事務組合請負工事監督規程（平成11年6月1日訓令第12号）、並びに黒川行政事務組合工事検査規程（平成11年6月1日訓令第13号）を適用する。
- ② 当該仕様書に記載されていない事項に関しては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築物解体工事共通仕様書（最新版）」による。ただし、前記仕様書に記載されていない事項は、同営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（最新版）及び公共建築改修工事標準仕様書（最新版）に基づくものとする。
- ③ 本工事は、標準仕様書及び特記仕様書に従って施工するものであるが、これに明記されていない事項については、甲と協議の上、決定するものとする。

##### (3) 工事計画

- ① 乙は、契約期間内に本工事を完了するよう必要な工事計画書等を作成し、甲の承認を得るものとする。また、当該計画書に変更が生じる場合も同様とする。
- ② 乙は、本工事の円滑な進捗を図るため、経験豊かな技術者を配置するものとする。

##### (4) 提出書類（提出部数特記が無い場合は1部）

###### ① 施工前

- 工事着手届出（工事工程表含む）
- 現場代理人・監理技術者等通知書及び経歴書
- 施工計画書：工事概要・工事工程表・施工監理体制・石綿含有製品の汚染除去及び解体工事計画・安全衛生管理計画・解体に伴う発生物の処理体制・専門業者リスト及び法的資格リスト（労務者名簿及び資格証等）・その他指示するもの
- 施工前写真（全景・現場周辺）

###### ② 施工中

- 施工中写真（施工状況・工事進捗用・出来高用）
- ※工事完了後に確認が困難となる箇所については、施工が適切であることが証明できる写真を撮影すること。

###### ③ 施工後

- 竣工検査願及び自主検査報告書
  - ・工事写真
  - ・建設廃棄物処理委託契約書（写し）及びマニフェスト（A・E票写し）
  - ・再資源化等完了報告書
  - ・出来高調書（工事種別明細書）

・出来高調書補足資料（工事中の検査記録・安全衛生関係記録）

○完成写真（竣工）

宮城県建築工事写真撮影要領に基づき、完成届に添付する写真と別に次のものを原版（電子データ）とともに、甲宛て提出すること。

・カラー版Lサイズ、工事用アルバムA4版2部

○その他甲が指示する図書

※提出図書の部数は2部とし、取りまとめ様式、提出日については甲の指示によること。

#### ④ 許認可申請

工事内容により関係官庁へ許認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは乙の経費負担により速やかに行い、その都度甲に報告すること。

また、工事範囲において発注者が関係官庁への許認可申請、報告、届出等を必要とする場合、乙は書類作成等について協力し、その経費を負担すること。

#### ⑤ 現場代理人は、甲と打合せ・協議を行った場合、必ず打合せ議事録を作成し、甲に提出するものとする。

また、月毎の定例工程会議において工事進捗状況、月間の工事進捗状況及び出来高資料を簡潔に工事進捗報告書としてまとめ、工事写真とともに甲に提出すること。

なお、定例会議は月1回を基本とし、甲と協議のうえ開催日等を決定するものとする。

### (5) 検査

#### ① 施工検査

各工事は、予め甲の承諾した工程に達したときは、自主検査を踏まえて必ず検査を受け、次の工程に移るものとする。

施工後に検査が不可能または困難な工事は、その施工にあたり甲の立会検査を受けるものとする。

#### ② 竣工検査

竣工検査に先立ち、現場確認及び工事写真、施工に関する記録、廃棄物処理記録等について甲による事前確認を実施する。

竣工検査の際、甲は必要と判断する時はその理由を受注者に通知して工事目的物を最小限度破壊（重機による掘削等）して検査することができる。この場合において検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

甲が手直しを指示した事項は直ちに措置し、再度、手直し検査を受けるものとする。

### (6) その他

#### ① 保険関係

乙は、工事着手から竣工までの間、建設工事保険に加入しなければならない。

#### ② 疑義の解釈

○本発注仕様書に疑義が生じた場合は、甲・乙協議し、決定するものとする。

○本発注仕様書に明示されていない事項及び、その内容に相互符号しない事項があるときは、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

#### ③ 賠償の義務

乙は、本工事の遂行上、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲の指示する方法で速

やかにその責を負わなければならない。

ただし、天災等で、乙のみの責と考えられない場合は、別途協議するものとする。

④ 費用負担

建物周囲の汚染防止に努め、万一損傷・汚染等が生じた場合は、乙の負担とする。

⑤ その他事項

○施工に関しては、事前に現場調査を行い現場状況を熟知し、協議を行ってから施工すること。

○作業については、安全対策に万全を期すこと。また、車両搬出搬入時については特に注意を払うこと。

○工事日程の詳細については、甲と協議を行い決定するものとする。

## 2. 仮設工事

(1) 仮囲い・・・仮設計画図参照

現場周辺を隔離し、人の立ち入りを制限すると共に関係者以外の侵入による想定外の事故を未然に防ぐこと。

また工事中に発生する粉じんの飛散を防止し、近隣からのクレームに対処すること。

(2) 騒音、防塵等の対策：防音・養生シート

(3) 交通誘導員：160人配置

(4) 工事表示板等：設置枚数1枚・建設リサイクル法による標識1枚・その他

(5) 工事用水：既設施設使用可能（上下水道料金乙支払）

(6) 工事用電力：既設施設使用不能

(7) 工事用通路：指定しない

(8) 足場等：くさび緊結式(手すり先行方式)足場（アスベスト除去用併用）

(9) その他

① 危険物関係は、所定の位置に施錠できる環境で適正に保管すること。

② 建物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて適宜散水を行うこと。

③ 工事に関係する部分の出入口等に表示を行うこと。

## 3. 解体施工等

(1) 解体工法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心掛け、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。

(2) 解体方法及び手順は、「分解解体等に係る施工方法に関する基準（建設リサイクル法規則第2条）」による。

(3) 施工計画に係る以下の書類について、工事請負契約後速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。

① 工程表

② 施工計画書

③ 仮設計画書

(4) 地下埋設物（配管等）については、本解体工事に含めるものとするが、確認できる図面が完全ではない場合もあるので留意すること。

(5) 解体後の整地に関しては、現状GLレベルでの埋戻し及び盛土処理後に砂が風で飛ば

ない程度の砂利敷き等を施し、雨水がたまらないようにすること。敷地周囲には、侵入防止柵（木杭・トラロープ・立入禁止看板）を囲障図により施工すること。

#### 4. 建設廃棄物等の処理

再資源化等に係る建設廃棄物の種類及び中間処理施設又は再資源化施設は、特記仕様書(1)第4章「建設廃棄物の処理」によること。

解体に伴うアスベスト含有建材等に関しては、令和8年2月に調査した別添「石綿分析結果報告書」を参照すること。また、特記仕様書(2)第6章「アスベスト含有材の除去」に準じて適切に施工すること。

#### 5. 下請負契約

工事の実施に当たり、下請負人の選定、下請負契約書の作成、下請代金の支払い等については、次のとおり適正に行うこと。

- (1) 工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (2) 全ての工事について、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に施工体系図を掲示し、適宜更新すること。
- (3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条の規定に基づき、下請負契約を締結する全ての工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に従って施工体制台帳及び施工体系図を現場事務所に備え、写しを本組合に提出すること。また、施工体制台帳には「外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況」を記載すること。
- (4) 建設業法に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請契約を結ばないこと。

#### 6. 労働者の雇用及び地元企業の活用

建設労働者の雇用にあたっては、労働条件及び福祉向上を図るため、次の事項に留意するとともに、下請業者に対しても適切に指導すること。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に定める就業規則及び同法第108条に定める賃金台帳を整備するとともに、適正な賃金の確保を図ること。
- (2) 法定労働時間を遵守し、休日の確保及び労働時間の短縮に努めること。
- (3) 退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。
- (4) 下請負、資材調達においては、可能な限り黒川地域管内企業及び黒川地域管内産製品の活用に努めること。

#### 7. 光熱水費

工事期間中の光熱水費は乙の負担とする。

#### 8. 検査基準

- (1) 当該工事の検査は、工事に関する発注者の規則等に基づき実施し、完成検査の合格後に引渡しするものとする。
- (2) 検査において、設計図書及び甲が指示したとおり完成していないときは、直ちに改善

し再検査を受けるものとする。この場合において、改善に要した費用は乙の負担とする。

## 9. 正式引渡し

工事竣工後、撤去跡地を正式引渡しするものとする。

工事竣工とは、工事及び第3節1（4）に記載された書類の全てを完了した時点とする。

## 10. 暴力団の排除

- (1) 契約の履行期間中に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（法人にあっては、当該法人の役員が暴力団員に該当する場合。）に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 甲を含む宮城県内の地方公共団体から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、(1)の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、甲へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び甲への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じること。

## 第2編 特記仕様書

別添特記仕様書のとおりとする。